二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字月野三〇の二、三二の二、三二の三、一九三・字東山峠一八九・一九三・一九六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字栩谷七から一〇まで、一三、一五から一七まで、一九、二二五、二七一、三八三、三九六、四〇一、四〇二、字殿河四五、九一の一、一九八の二、一九八の三、二二一、二二二、字刷石三五の一、三五の二、三九、四一、八一、八二の一、字一野山六六、字大平一二三の二、一四六（次の図に示す部分に限る。）、一七九の一、字古井一四三、一四六の二、字田平八二、八八、九〇、二三二の二、二七九の一、二八〇、二八一の一、二八二、二八九の一、二八九の二、二九二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市山城町粟山字布生山六一六の一から六一六の三まで、山城町上名字カゲ山九七五の五から九七五の七まで、九七五の六七、九七五の九六、九七五の九七、東祖谷落合七八〇の一、七八〇の二、七八三の一、東祖谷久保六三七の一、六三七の二、東祖谷古味一〇九の一、一〇九の二、東祖谷菅生四六一の三九、四六一の四三、六二〇の二、六二一の二、六五八の一、六五八の五、西祖谷山村有瀬一二〇九、一二一〇、一二三九の一、一二四〇、一二四一の一、一二四一の六、西祖谷山村小祖谷四六四の一、四六五、西祖谷山村坂瀬一五七の一、一六七、一六九の一、西祖谷山村下名六〇一の二、西祖谷山村田ノ内一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の二、一の三（次の図に示す部分に限る。）、六八の八、六九の一、西祖谷山村徳善北一一二の一、一一三の一
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
西祖谷山村小祖谷四六四の一、四六五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県那賀郡那賀町出羽字栩栗谷二の一、二の二、沢谷字樫平一〇、一三の二、字釜ヶ床一一の一、一四の一、字上霜影一の一から一の四まで、字かんばじ六、八の一から八の三まで、九の一、九の二、字下霜影八の二、字つる谷二、三の一、三の二、三の六、三の八から三の一〇まで、三の一二、三の一三、三の一五、三の一八、四の一、四の三、横谷字夏切一の一から一の六まで、一の八から一の一二まで、一の一四、二の一、二の二、三の一、五から九まで、一〇の一、一〇の二、一二、一三の一、一三の二、一四から一六まで、小畠字檜尾五の六、六から一一まで、一二の一、一二の二、一二の四、一二の六、一二の一から一二の一八まで、一三の一から一三の三まで、一四から二四まで、字樒谷二一、二二、二三の一八、二九、三〇、字西又一から五まで、一九から二二まで、二四、二五、二七の二、川成字ヲレ合一二の一、一二の二、一二の四、岩倉字しもあれ二六の二から二六の四まで・二六の七・二七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二八の二、二八の八、二九の一から二九の三まで・二九の七から二九の一〇まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県吉野川市美郷字大野一の一から一の三まで、四の一、四の二、五から七まで、二一、二三の一、二三の二、三六、字東山峠六四の二、六七の一、六八、七一、七二、八四の一、字栩谷三一八、字中畠一〇の二、二二の二、四〇の一、字松尾三九の一、三九の二、三九の五、六八の二、六九、字倉羅四五、一五五の二、一五六の二、一七三、二四六の一、字下浦一七三、一八七の一、一八九の一、一九三の一、一九五の一、一九五の二、一九七の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大野一の一から一の三まで、四の一、四の二、五から七まで、二一、二三の一、二三の二、三六、字東山峠六四の二、六七の一、七二、八四の一（次の図に示す部分に限る。）、字中畠一〇の二、二二の二、四〇の一、字松尾三九の一、三九の二、三九の五、六八の二、六九、字倉羅四五（次の図に示す部分に限る。）、一五五の二、一五六の二、一七三（次の図に示す部分に限る。）、二四六の一、字下浦一七三、一八七の一、一八九の一、一九三の一、一九五の一、一九五の二、一九七の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬郡つるぎ町半田字高清五六一、六二六の一、六二六の二、六五五、一七六五、字平良石四三、九〇二の二、九〇三、九〇四、一二四六、一二五〇、字松生五一の一から五一の三まで、五三の一、五三の二、五八の一、貞光字家賀道下四九二、六九三から六九五まで、七六九の一、七七〇、字平野一六の一、二八の一、一八の二、一九、二〇、二四、二五、三一、三二の一、一一四、一一四の二、一一四の三、一一五、一一八、一一九、三七九、三九〇、三九二、三九七の一、字長瀬二五一、二五一の二、二五三の二、八八三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備